

新規採用養護教諭研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が千葉市立の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）の新規採用の養護教諭に対し、職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 養護教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「新規採用養護教諭研修」という。）の対象者は、市立学校等の養護教諭のうち、任用（期限付任用又は臨時的任用を除く。以下次項において同じ。）された日から起算して1年に満たない者とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校において養護教諭として引き続き1年以上勤務した経験のある者で、教育委員会が新規採用養護教諭研修を実施する必要があると認める者を除く。

(研修内容)

第3条 新規採用養護教諭研修は、現代的課題や個々の事例に対応できる能力を身につけるための内容及び専門的な内容等に関し、校内及び職場内における養護に関する実践的内容を含む研修（以下「校内研修」という。）と、校外又は職場外における研修（以下「校外研修」という。）を実施する。

2 新規採用養護教諭研修は、千葉市初任者研修実施要項により実施する初任者研修と同一の内容について、合同で実施できるものとする。なお、専門的な内容等に関しては、別に実施する。

(年間研修計画の作成)

第4条 教育委員会は、校内研修及び校外研修の実施に関し、年間研修計画を作成する。

2 教育委員会は、年度の途中であっても、前項の年間研修計画を変更することができる。

(年間指導計画書の作成)

第5条 新規採用の養護教諭の所属する市立学校の長（以下「校長」という。）は、前条第1項の年間研修計画に基づき、校内研修との関連、教職員組織などの職場の実情及び地域の状況等に配慮し、校内研修に関する年間指導計画書（様式第1号）を作成する。

2 年間指導計画書の作成にあたっては、研修の実施日が一時期に集中することのないようにし、あらかじめ週時程に組み入れるなど、養護の実践に関する研修が年間を通じ十分に行われるように配慮する。

(会計年度任用職員の任用)

第6条 教育委員会は、市立学校において新規採用養護教諭研修を実施する場合、必要に

応じ非常勤の養護教諭（以下「会計年度任用職員」という。）を任用することができる。

- 2 前項の規定により任用した会計年度任用職員の取扱い等については、教育委員会が別に定める。

（校外研修の旅費）

- 第7条 校外研修に参加する新規採用の養護教諭の旅費については、教育委員会が別に定める。

（指導報告書の作成）

- 第8条 校長等は、第5条第1項の年間指導計画書に基づく校内研修を実施した後、当該研修について指導報告書（様式第2号）を作成する。

（年間指導計画書等の提出）

- 第9条 校長等は、第5条第1項の年間指導計画書及び前条の指導報告書を、学校教育部保健体育課長に提出するものとする。

（実施協議会及び校長等連絡協議会）

- 第10条 新規採用養護教諭研修を円滑かつ効果的に実施するため、実施協議会並びに学校校長等及び指導教員等の連絡協議会（以下「校長等連絡協議会」という。）を開催するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施協議会及び校長等連絡協議会の開催に代えて、千葉市初任者研修実施要項の実施協議会及び校長等連絡協議会において年間研修計画その他実施上の諸問題等について協議することができる。

（雑則）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、新規採用養護教諭研修実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。